

(様式3)

令和8年度 福島県放課後児童支援員認定資格研修

実務経験証明書

年 月 日

法人等の名称	
所在地	
代表者役職・氏名	代表者印
電話番号	

(上記代表者は、所属クラブの責任者を含む。)

【いずれの実務経験に該当するか□にチェック(レ)をお願いします。】

下記の者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下、「基準」という。)第10条第3項第3号に規定する「2年以上児童福祉事業(※1)に従事した者」であることを証明します。

下記の者は、基準第10条第3項第9号に規定する「2年以上放課後児童健全育成事業(※2)に類似する事業に従事した者」であることを証明し、「市町村長が適当と認めた者」として認定くださるよう申請します。⇒市町村に提出してください。

下記の者は、基準第10条第3項第10号に規定する「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者」であることを証明し、「市町村長が適当と認めた者」として認定くださるよう申請します。⇒市町村に提出してください。

フリガナ	生年月日				
氏名	昭和・平成	年 月 日			
施設の名称	職種	業務内容	従事期間	期間計	累計労働時間
			年 月 日 から 年 月 日 まで	年 ヶ月	時間
			年 月 日 から 年 月 日 まで	年 ヶ月	時間
			年 月 日 から 年 月 日 まで	年 ヶ月	時間

※1 児童福祉事業とは、放課後児童健全育成事業をはじめとして、地域子育て支援拠点事業、家庭的保育事業、一時預かり事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、その他児童福祉法に根拠のある事業及び保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設(児童館・児童遊園)、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター等の児童福祉法第7条に記載されているもの

※2 放課後児童健全育成事業の類似事業とは、放課後子供教室、民間学童保育(市町村等から運営委託や運営補助金を受けていないもの)、その他

上記の者(基準第10条第3項第3号に該当する者を除く)は、  
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項

第9号 第10号 に該当することを認定する。

年 月 日

市町村長

印

記載例  
(様式3)

令和8年度 福島県放課後児童支援員認定資格研修

実務経験証明書

8年 7月 1日

法人等の名称	〇〇放課後等デイサービス		
所在地	福島市〇〇町〇〇1-2-3		
代表者役職・氏名	福島 太郎	代表者印	
電話番号	024-111-1111		

代表者印は、放課後児童クラブの代表者、法人の代表者等

(上記代表者は、所属クラブの責任者を含む。)

【いずれの実務経験に該当するか□にチェック(レ)をお願いします。】

下記の者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下、「基準」という。)第10条第3項第**3号**に規定する「**2年以上児童福祉事業(※1)に従事した者**」であることを証明します。

下記の者は、基準第10条第3項第**9号**に規定する「**2年以上放課後児童健全育成事業(※2)に類似する事業に従事した者**」であることを証明し、「市町村長が適当と認めた者」として認定くださるよう申請します。⇒市町村に提出してください。

下記の者は、基準第10条第3項第**10号**に規定する「**5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者**」であることを証明し、「市町村長が適当と認めた者」として認定くださるよう申請します。⇒市町村に提出してください。

フリガナ				生年月日	
氏名	福島 花子			昭和 平成	43年 2月 1日
施設の名称	職種	業務内容	従事期間	期間計	累計労働時間
放課後等 デイサービス	補助員	療育支援、生活指導の 補助	2024年 4月 1日 から 2026年 6月 31日 まで	2年 3ヶ月	2050時間
			年 月 日 から 年 月 日 まで	年 ヶ月	時間
			年 月 日 から 年 月 日 まで	年 ヶ月	時間

※1 児童福祉事業とは、放課後児童健全育成事業をはじめとして、地域子育て支援拠点事業、家庭的保育事業、一時預かり事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、その他児童福祉法に根拠のある事業及び保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設(児童館・児童遊園)、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター等の児童福祉法第7条に記載されているもの

※2 放課後児童健全育成事業の類似事業とは、放課後子供教室、民間学童保育(市町村等から運営委託や運営補助金を受けていないもの)、その他

上記の者(基準第10条第3項第3号に該当する者を除く)は、  
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項  
第9号 第10号 に該当することを認定する。

年 月 日

市町村長

印

記載例  
(様式3)

令和8年度 福島県放課後児童支援員認定資格研修

実務経験証明書

8年 7月 1日

法人等の名称	〇〇学童クラブ		
所在地	福島市〇〇町〇〇1-2-3		
代表者役職・氏名	福島 太郎	代表者印	
電話番号	024-111-1111		

代表者印は、放課後児童クラブの代表者、法人の代表者等

(上記代表者は、所属クラブの責任者を含む。)

【いずれの実務経験に該当するか□にチェック(レ)をお願いします。】

□下記の者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下、「基準」という。)第10条第3項第3号に規定する「2年以上児童福祉事業(※1)に従事した者」であることを証明します。

下記の者は、基準第10条第3項第9号に規定する「2年以上放課後児童健全育成事業(※2)に類似する事業に従事した者」であることを証明し、「市町村長が適当と認めた者」として認定くださるよう申請します。⇒市町村に提出してください。

□下記の者は、基準第10条第3項第10号に規定する「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者」であることを証明し、「市町村長が適当と認めた者」として認定くださるよう申請します。⇒市町村に提出してください。

フリガナ	生年月日				
氏名	福島 花子			昭和	43年 2月 1日
	平成				
施設の名称	職種	業務内容	従事期間	期間計	累計労働時間
〇〇学童クラブ	補助員	・遊びや諸活動の補助 ・清掃、衛生管理、安全点検、片付けの補助	2024年 4月 1日 から 2026年 6月31日 まで	2年 3ヶ月	2050時間
			年 月 日 から 年 月 日 まで	年 ヶ月	時間
			年 月 日 から 年 月 日 まで	年 ヶ月	時間

※1 児童福祉事業とは、放課後児童健全育成事業をはじめとして、地域子育て支援拠点事業、家庭的保育事業、一時預かり事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、その他児童福祉法に根拠のある事業及び保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設(児童館・児童遊園)、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター等の児童福祉法第7条に記載されているもの

※2 放課後児童健全育成事業の類似事業とは、放課後子供教室、民間学童保育(市町村等から運営委託や運営補助金を受けていないもの)、その他

上記の者(基準第10条第3項第3号に該当する者を除く)は、  
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項

第9号 第10号 に該当することを認定する。

令和7年7月5日

〇〇市長 〇〇 〇〇 印

記載例  
(様式3)

令和8年度 福島県放課後児童支援員認定資格研修

実務経験証明書

8年 7月 1日

法人等の名称	〇〇学童クラブ		
所在地	福島市〇〇町〇〇1-2-3		
代表者役職・氏名	福島 太郎	代表者印	
電話番号	024-111-1111		

代表者印は、放課後児童クラブの代表者、法人の代表者等

(上記代表者は、所属クラブの責任者を含む。)

【いずれの実務経験に該当するか□にチェック(レ)をお願いします。】

下記の者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下、「基準」という。)第10条第3項第3号に規定する「2年以上児童福祉事業(※1)に従事した者」であることを証明します。

下記の者は、基準第10条第3項第9号に規定する「2年以上放課後児童健全育成事業(※2)に類似する事業に従事した者」であることを証明し、「市町村長が適当と認めた者」として認定くださるよう申請します。⇒市町村に提出してください。

下記の者は、基準第10条第3項第10号に規定する「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者」であることを証明し、「市町村長が適当と認めた者」として認定くださるよう申請します。⇒市町村に提出してください。

フリガナ		生年月日			
氏名	福島 花子	昭和 平成	43年 2月 1日		
施設の名称	職種	業務内容	従事期間	期間計	累計労働時間
〇〇学童クラブ	補助員	・遊びや諸活動の補助 ・清掃、衛生管理、安全点検、片付けの補助	2021年 4月 1日 から 2026年 6月31日 まで	5年 3ヶ月	5800時間
			年 月 日 から 年 月 日 まで	年 ヶ月	時間
			年 月 日 から 年 月 日 まで	年 ヶ月	時間

※1 児童福祉事業とは、放課後児童健全育成事業をはじめとして、地域子育て支援拠点事業、家庭的保育事業、一時預かり事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、その他児童福祉法に根拠のある事業及び保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設(児童館・児童遊園)、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター等の児童福祉法第7条に記載されているもの

※2 放課後児童健全育成事業の類似事業とは、放課後子供教室、民間学童保育(市町村等から運営委託や運営補助金を受けていないもの)、その他

上記の者(基準第10条第3項第3号に該当する者を除く)は、  
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項  
第9号 第10号 に該当することを認定する。  
令和7年7月5日  
市町村長 ○○ ○○ 印